

# 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（案）」について

## 1. 改正の趣旨

本省令案は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係省令の規定の整備を行う必要があるところ、「食品の営業規制に関する検討会」のとりまとめ等を踏まえ、次のとおり食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）等の改正を行う。

## 2. 改正の内容

### （1）食品衛生法施行規則

- ① 改正法による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第五十四条の公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であって、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を次のとおり定めることとする。

#### イ 共通基準

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（以下「政令案」という。）による改正後の食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。）に規定する営業許可業種（以下「営業許可業種」という。）のうち、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、これを販売する営業及び集乳業を除く全ての営業許可業種に共通して求められる基準は、次に掲げる項目について定めることとする。

（イ） 衛生的な作業を実施するために必要な広さ、区画、構造及び設備

（ロ） 衛生的な作業を実施するための機械器具 等

#### ロ 営業許可業種ごとの基準

上記イに加え、営業許可業種ごとに求められる基準を定めることとする。

#### ハ 生食用食肉又はふぐを取り扱う営業の基準

上記イ及びロに加え、生食用食肉の加工若しくは調理又はふぐを処理する営業について、基準を定めることとする。

- ② 政令案において厚生労働省令で定めることとされた魚介類競り売り営業の行う取引の方法は、次のとおりとする。

イ 競り売り

ロ 入札による取引

ハ 相対による取引

- ③ 政令案において厚生労働省令で定めることとされた乳製品製造業において製造される乳を主原料とする食品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条第 12 号に規定する乳製品（同条第 20 号

に規定するアイスクリーム類を除き、同条第 40 号に規定する乳酸菌飲料を含む。)とする。

- ④ 政令案において厚生労働省令で定めることとされた密封包装食品製造業の対象とならない食品は次のとおりとする。
- イ 食酢
  - ロ はちみつ
- ⑤ 改正法による改正後の法第 55 条第 1 項の規定により営業の許可を受けようとするものが申請書に記載する事項は次のとおりとする。
- イ 申請者の氏名（ふりがなを付す。）、生年月日、住所、郵便番号、電話番号及び電子メールアドレス（法人にあつては、その名称（ふりがなを付す。）、法人番号、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス及び代表者の氏名（ふりがなを付す。））
  - ロ 施設の所在地（自動車において調理をする営業にあつては、当該自動車の自動車登録番号）、郵便番号、電話番号及び名称、屋号又は商号（ふりがなを付す。）
  - ハ 申請する営業の種類、形態及び主として取り扱う食品又は添加物に関する情報
  - ニ 食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名（ふりがなを付す。）、資格の種類及び受講した講習会
  - ホ 施設の構造及び設備を示す図面
  - ヘ 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組の実施の有無（許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合に限る。ただし、新規に複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業の営業の許可を申請する者を含む。）
  - ト 改正法による改正後の法第 55 条第 2 項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容
- ⑥ 改正法による改正後の法第 56 条第 2 項の規定に基づき、相続により営業の許可を受けた者の地位を承継する者が届出を行う際に届出書に記載する事項は次のとおりとする。
- イ 届出者の氏名（ふりがなを付す。）、生年月日、住所、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス及び被相続人との続柄
  - ロ 被相続人の氏名（ふりがなを付す。）及び生年月日
  - ハ 相続開始の年月日
  - ニ 施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日
- ⑦ 改正法による改正後の法第 56 条第 2 項の規定に基づき、合併により営業の許可を受けた者の地位を承継する者が届出を行う際に届出書に記載する事項は次のとおりとする。
- イ 地位を承継する法人の名称（ふりがなを付す。）、法人番号、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス及び代表者の氏名（ふりがなを付す。）

- ロ 合併により消滅した法人の名称（ふりがなを付す。）、法人番号、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス及び代表者の氏名
- ハ 合併の年月日
- ニ 施設の許可番号及び当該許可を受けた年月日

⑧ 改正法による改正後の法第 56 条第 2 項の規定に基づき、分割により営業の許可を受けた者の地位を承継する者が届出を行う際に届出書に記載する事項は次のとおりとする。

- イ 地位を承継する法人の名称（ふりがなを付す。）、法人番号、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス及び代表者の氏名（ふりがなを付す。）
- ロ 分割前の法人の名称（ふりがなを付す。）、法人番号、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス及び代表者の氏名
- ハ 分割の年月日
- ニ 施設の許可の番号及び当該許可を受けた年月日

⑨ 改正法による改正後の法第 57 条第 1 項の規定に基づき、営業届出をする際に必要な事項は次のとおりとする。

- イ 届出者の氏名（ふりがなを付す。）、生年月日、住所、郵便番号、電話番号及び電子メールアドレス（法人にあっては、その法人の名称（ふりがなを付す。）、法人番号、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス及び代表者の氏名（ふりがなを付す。））
- ロ 施設の所在地（自動車において営業をする場合にあっては、当該自動車の自動車登録番号）、郵便番号、電話番号及び名称、屋号又は商号（ふりがなを付す。）
- ハ 営業の形態及び主として取り扱う食品、添加物又は器具若しくは容器包装に関する情報
- ニ 食品衛生責任者の氏名（ふりがなを付す。ただし、合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。）

(2) その他所要の規定の整備を行う。

### 3. 根拠条項

- ・ 改正法による改正後の法第 54 条、第 55 条第 1 項、第 56 条第 2 項及び第 57 条第 1 項
- ・ 政令案による改正後の政令第 35 条第 5 号、第 13 号及び第 30 号

- ・ 調理師法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 46 号）第 3 条第 2 号、第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 号

#### 4. 施行期日等

公布日：令和元年 10 月（予定）

施行期日：令和 3 年 6 月 1 日（予定）